

# 国の会計と関連制度（17回目） ～国の予算制度の概要～

おさむら やかく  
公認会計士 長村 彌角

国の予算が成立し、教育や防衛・警察、社会保障や公共インフラの整備・維持などが機能していることは、我々国民が安全・安心して生活していく上でも、極めて重要なことである。予算は、毎年12月に予算案の形で閣議決定され、翌年1月の通常国会で国会に提出され審議される。本稿が公表される2月下旬は令和7年度予算の国会審議の最中と思われる。そこで、予算の意義、国の予算編成・成立過程、さらにこれまでの予算変遷をテーマとして解説する。なお、予算には一般会計予算と特別会計予算があるが、本稿では一般会計予算を中心に取上げている。

いるが、これらの国の活動にはすべて活動原資となる資金が必要になる。予算とは、これらの国の一会計年度における活動原資としての経費を資金面から系統的に作成した計画である。

国の予算は、国の基本的な経費である一般会計予算と、特別の収入支出により特別の経理を行う特別会計予算からなり、予算の成立事由により、予算（当初予算）、補正予算、暫定予算に区分される。なお、一般会計予算は財政法の定めによるが、各特別会計において必要ある場合には財政法と異なる定めを設けることができ（財政法第45条）、一般会計と異なり財政法に完全に依拠しない場合がある。

## 1. 予算の意義

### (1) 予算とは

国は様々な分野で国民の生活や経済活動に必要な活動、例えば、防衛、警察、教育、社会保障などを行って

### (2) 予算と法律の相違

予算と法律は、いずれも国会の議決により成立するが、その成立要件及び基本的な効果には次のようにいくつかの相違点がある。

(図表1) 予算と法律の相違点

	予算	法律
衆議院と参議院で議決が異なる場合	衆議院と参議院の議決が異なった場合に、両院協議会によっても意見の一致を見ない場合には、衆議院の議決が国会の議決とされる（憲法第60条第2項）。	衆議院で可決後、参議院で異なった議決となった場合には、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決すれば法律として成立する（憲法第59条第2項）。
参議院で議決しない場合	参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会期間を除き30日以内に議決しない場合には、衆議院の議決が国会の議決となる（憲法第60条第2項）。	参議院が衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会期間を除き60日以内に議決しない場合には衆議院は参議院がその法律案を否決したとみなすことができる（憲法第59条第4項）。
提出権	予算の国会提出は内閣のみの権限（憲法第73条第5号）。	規定なし。
先議権	予算は衆議院に先に提出しなければならない（憲法第60条第1項）。	規定なし。
効果	内閣は毎会計年度の予算を作成し国会に提出し議決を経る（憲法第86条）ことになっており、予算は単年度のみの有効（予算の単年度主義）。	期間限定された法律を除き、基本的には永続的。

(出所：筆者作成)

## 2. 予算の内容

予算は、予算総則、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の5つからなる（財政法第16

条）。憲法では予算形式面は規定せず、財政法で定められている。

令和6年度一般会計予算（第213回国会（常会）提出）<sup>1</sup>は、予算総則28ページ、歳入歳出予算57ページ、

<sup>1</sup> <https://www.bb.mof.go.jp/server/2024/dlpdf/DL202411001.pdf>

継続費4ページ、繰越明許費31ページ、国庫債務負担行為72ページから構成され、添付資料として一般会計歳入予算明細書、一般会計各省各庁予定経費要求書等が940ページ超ある。

予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総括的規定のほか、毎会計年度の公債の発行限度額や借入金の限度額、公共事業費の範囲、国庫債務負担行為の限度額、予算の執行に関して必要な事項などに加え、政令で定める事項（予算決算及び会計令（以下、予決令という）第15条）について、一般会計予算、特別会計予算それぞれ条文形式で作成している。

### (1) 予算総則（財政法第22条）

予算総則は、毎会計年度の予算執行上の基本的事項などについて国会議決を経るための形式であり、歳入歳出

(図表2) 令和6年度一般会計予算の予算総則（一部抜粋）

令和6年度一般会計予算 予算総則	
(歳入歳出予算)	第1条 令和6年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ112,571,688,422千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。
(継続費)	第2条 「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。
(繰越明許費)	第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。
(国庫債務負担行為)	第4条 「財政法」第15条第1項の規定により令和6年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。
(歳入歳出予算等の内訳)	第5条 「財政法」第28条の規定により、「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。
(公債発行の限度額)	第6条 「財政法」第4条第1項ただし書の規定により令和6年度において公債を発行することができる限度額は、6,579,000,000千円とする。 2 「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により令和6年度において公債を発行することができる限度額は、28,870,000,000千円とする。

(出所：令和6年度一般会計予算)

### (2) 歳入歳出予算（財政法第23条）

一般会計予算書内の歳入予算及び歳出予算は、その収入及び支出に関係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内において歳入は性質別に「部」「款」「項」に区分し、歳出は目的別に「項」に区分されている。さらに、一般会計予算書内添付の一般会計歳入予算明細書及び一般会計各省各庁予定経費要求書等では、それぞれ「目」の区分が追加されている。

(図表3) 歳入歳出予算区分の国会議決要否

予算区分	歳入	歳出
組織	国会議決 要	国会議決 要
→部	国会議決 要	—
→款	国会議決 要	—
→項	国会議決 要	国会議決 要
→目	国会議決 不要	国会議決 不要

(出所：筆者作成)

国会が歳出を審議するにあたっては、その歳出原資である歳入の予定、歳入の確実性を合わせて審議すること

で、歳出自体の当否を確認する必要がある。そのため、歳入と歳出がセットで予算に計上される。

#### ① 歳入予算

歳入予算は、会計年度における歳入の資金的裏付けである歳入の見積もりを示すものにすぎない。したがって、歳入予算の議決をもって内閣が租税の徴収権限を得たり、徴収義務を負うものではなく、歳入の徴収は、あくまでも法律を根拠とする。これは、憲法第84条が次のように定めていることから導かれる解釈とされている。

#### 憲法第84条

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

結果として歳入が不足し予定した歳出に支障が生じる場合には、内閣は憲法上許容される範囲で別の財源を調達するか、歳出を抑えることになる。

#### ② 歳出予算

歳出予算は、内閣に予算の支出権限と債務負担権限を付与するものであるが、歳出予算の範囲を超えては、1

円であっても支出することはできない。

憲法第85条  
国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

憲法第86条  
内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

また、歳出予算は、歳出の目的別に設定された「項」の単位で国会の議決を経ているため、仮に「項」単位で未使用残額が生じたとしても「項」の単位を超過して支出することはできず、翌年度に使用することもできない。

財政法第2条第4項  
歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出をいう。

### (3) 継続費（財政法第14条の2、第43条の2）

継続費は、国が、工事や製造などの事業で完成までに数年度を要するものについて、特に必要がある場合に経費の総額と当該要する年度（年数）による年割額について、あらかじめ国会議決を経ることにより数年度にわたる債務負担と合わせて支出権限が付与される経費である。数年度にわたる事業を継続して円滑に実施するために設けられ、各年度の支出権限は年割額の範囲で与えられるが、年割額のうち当該年度に支出しなかった部分については、事業の完成年度まで繰り越して使用することができる。継続費の期間は原則5年以内とされているが、国会の議決により延長することができる。

財政法第14条の2  
国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にわたって支出することができる。

② 前項の規定により国が支出することができる年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、予算を以て、国会の議決を経て更にその年限を延長することができる。

③ 前二項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

④ 前三項の規定は、国会が、継続費成立後の会計年度の予算の審議において、当該継続費につき重ねて審議することを妨げるものではない。

財政法第43条の2  
継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終らなかつたものは、第42条の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、通次繰り越して使用することができる。

なお、近年の継続費予算は防衛省（防衛本省）のみであり、令和6年度の内訳は令和2年度潜水艦建造費をはじめ潜水艦と警備艦の建造費であり、令和6年度一般会

計予算では過年度に議決され支出された額も含めて1兆2,461億円が継続費として記載されている。

### (4) 繰越明許費 （財政法第14条の3、第43条の3）

繰越明許費は、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由によって年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ国会の議決を経て、翌年度に繰越使用することができる経費である。性質上年度内に支出が終わらない見込みのあるケースとしては、例えば建築工事や交渉による土地取得などで、契約相手方が例えば災害等の自然条件による制約や社会的な条件（制約）などにより資材や土地の調達（取得）ができずに事業完了せず、よって支払いがされない見込みのある場合が考えられる。

財政法第14条の3  
歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

令和6年度一般会計予算の繰越明許費としては、施設施工庁費や補助金、ワクチン購入費など幅広く承認されている。また各府省とも共通して、令和5年度からの定年延長を根拠とした「退職手当（定年引上げに伴う勤務意思確認の翌年度以降に係る定年退職年度前の退職手当に限る。）」が計上されている。

### (5) 国庫債務負担行為 （憲法第85条、財政法第15条、第26条）

憲法では、国費の支出をする場合と国が債務を負担する場合には国会の議決が要するとし（憲法第85条）、国費の支出と債務の負担を別の行為としている。この債務の負担とは、当年度もしくは将来年度に国費を支出する義務を負担する行為であり、例えば複数年度にわたる機器の賃借（リース）などである。一方で、国が債務保証をする場合のように、必ずしも現時点では支出を伴わずに目的自体を達成できる場合も含まれる。

国庫債務負担行為は、憲法にその議決方法に具体的な定めがなく、法律、予算、条約その他の形式が認められる。財政法第15条では、法律、歳出予算の金額、継続費の総額の範囲以外で国が債務を負担する場合に国会の議決を義務付け（これを、特定議決による国庫債務負担行為という）、その他災害復旧などの緊急の必要のある場合には国会の議決の範囲内で債務を負担できる（これを、非特定議決による国庫債務負担行為という）としており、これらを「国庫債務負担行為」と呼んでいる。

財政法第15条  
法律に基くもの又は歳出予算の金額（第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。

- ② 前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。
- ③ 前二項の規定により国が債務を負担する行為に因り支出すべき年限は、当該会計年度以降五箇年度以内とする。但し、国会の議決により更にその年限を延長するもの並びに外国人に支給する給料及び恩給、地方公共団体の債務の保証又は債務の元利若しくは利子の補給、土地、建物の借料及び国際条約に基く分担金に関するもの、その他法律で定めるものは、この限りでない。
- ④ 第二項の規定により国が債務を負担した行為については、次の常会において国会に報告しなければならない。
- ⑤ 第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。

財政法第26条  
 国庫債務負担行為は、事項ごとに、その必要の理由を明らかにし、且つ、行為をなす年度及び債務負担の限度額を明らかにし、又、必要に応じて行為に基いて支出をなすべき年度、年限又は年割額を示さなければならない。

国庫債務負担行為により支出できる年限は5年以内とされているが、国会の議決により延長することができ、PFI (Private Finance Initiative) などが例外的に5年を超えて認められている。なお、国庫債務負担行為により認められた負担を内閣が実際に支出をするためには、改めて各年度の歳出予算に計上し国会から内閣が支出権限を付与されるか、予備費を使用して支出し国会の事後承諾を求めることになる。

特定議決による国庫債務負担行為は国庫債務負担行為の予算により、非特定議決による国庫債務負担行為は予算総則内に定められている。

(図表4) 国庫債務負担行為 (特定議決) の例 (令和6年度一般会計予算丁号国庫債務負担行為)

丁号 国庫債務負担行為									
所	管	組	織	事	項	限 度 額(千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 と なる 年 度	事 由
皇	室	費		医療機器借入れ等	84,346	令和6年度	令和6年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため	
				皇室施設公開業務	63,330	令和6年度	令和6年度及び令和7年度	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため	
				皇室施設整備	6,139,862	令和6年度	令和6年度以降3箇年度以内	皇室施設の整備については、多くの日数を要するため	
国	会	衆 議 院		衆議院職員採用試験問題作成等業務	22,672	令和6年度	令和6年度及び令和7年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため	
				電子計算機等借入れ	849,337	令和6年度	令和6年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため	

(出所：令和6年度一般会計)

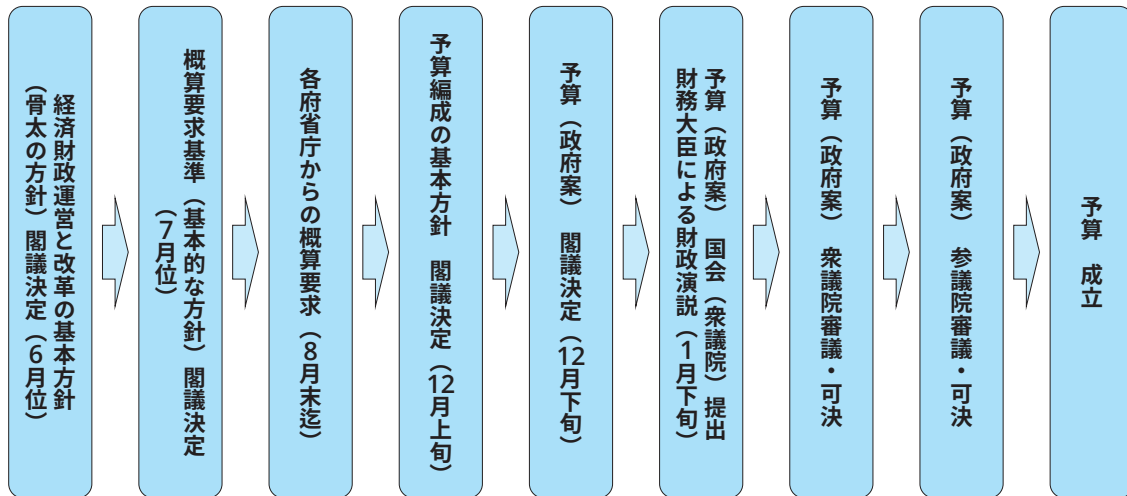
なお、非特定議決の国庫債務負担行為は、令和6年度一般会計予算の予算総則には次のように記載されている。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)  
 第9条 「財政法」第15条第2項の規定により令和6年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

### 3. 予算編成

各年度の予算は、予算編成のための方針（国の財政運営の方針）を決め、その後各府省庁より概算額が提出され、査定を経て政府案を閣議決定、国会審議という流れになる。

(図表5) 予算成立までの流れ



(出所：筆者作成)

### (1) 経済財政運営と改革の基本方針 (骨太の方針)

予算を編成するには編成方針が必要となる。現在では、政府の経済財政政策に関する基本的な方針、経済、財政、行政、社会などの各分野における改革の重要性と方向性が示される「経済財政運営と改革の基本方針<sup>2</sup>」、いわゆる「骨太の方針」がこの編成方針に該当する。「骨太の方針」は内閣総理大臣が経済財政諮問会議<sup>3</sup>に諮問し、同会議の審議・答申を経て閣議決定（概ね毎年度6月）される。

### (2) 概算要求基準

「骨太の方針」に基づき、各年度予算の概算要求について基本的な方針が閣議了解され示される（概ね毎年度7月）。当基本的な方針は、各府省庁の概算要求の段階で優先順位を付けた効率的な要求を促す重要な役割を持っている。

令和6年度予算の概算要求に当たった基本的な方針について（令和5年7月25日：閣議了解）<sup>4</sup>

令和6年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定。以下「基本方針2023」という。）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定。以下「基本方針2021」という。）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

これらを踏まえ、令和6年度予算の概算要求については、具体的には下記により行う  
記（略）

### (3) 概算要求

#### (財政法第17条第1項、第2項、予決令第8条)

各府省庁は、「骨太の方針」、国の施策の方向性やそれに伴う予算方針、役割などを確認し、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積もりに関する書類（概算要求書）を作成する。

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は内閣に（財政法第17条第1項）、内閣総理大臣及び各省大臣は財務大臣に（財政法第17条第2項）、8月末までに（予決令第8条）概算要求書を送付する（予算要求）。概算要求書の提出について衆議院議長等が各府省庁と区分されているのは、衆議院等の内閣から独立した機関に対する財政上の独立性を根拠としている（憲法第41条、第76条、第90条、国会法第32条、裁判所法第83条、会計検査院法第1条）。

各府省庁では、財務省等に提出、送付した概算要求書をホームページで公開しており、財務省のホームページでは各府省庁のリンクが設定されている。また、財務省のホームページでは、年度別に、一般会計<sup>5</sup>、特別会計<sup>6</sup>、政策評価調査<sup>7</sup>にリンクが設定されている。

### (4) 概算の作成・閣議決定

#### (財政法第18条、第19条)

9月に入り、財務省は各府省庁からの概算要求書をもとに本格的に予算編成作業を開始する。この予算編成作

<sup>2</sup> <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/honebuto-index.html>

<sup>3</sup> <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/index.html>

<sup>4</sup> <https://www.mof.go.jp/policy/budget/sy230725c.pdf>

<sup>5</sup> [https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2024/2024yokuyuiipan\\_link.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/2024yokuyuiipan_link.html)

<sup>6</sup> [https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2024/2024yokuyutokkai.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/2024yokuyutokkai.html)

<sup>7</sup> [https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2024/2024seisakuhyoka\\_link.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/2024seisakuhyoka_link.html)

業にあたり財務大臣は、概算要求書の内容の検討にあたり必要な調整を行う（予算査定）。予算査定は毎年度9月から12月にかけて実施され、各府省庁から概算についての詳細をヒアリングし、必要書類の提出を求め、個別経費を査定していく。

財務大臣はこれらの調整ののち、歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の概算（政府案）を作成し閣議決定を経る（概ね毎年度12月）（財政法第18条）。内閣は概算（政府案）において衆議院等の独立機関の歳出予算を減額した場合には、国会が歳出予算を修正する場合に必要な財源を示す（付記する）こととしており、「二重予算」とも言われる。なお、国会に独立機関の歳出予算の調整を最終的に委ねている（財政法第19条）が、歳出見積りが減額されたのは昭和27年予算の裁判所に関する事例のみであり、裁判所側が予算審議の中で原案を取り下げたため、実質的に付記には至っていない。

#### (5) 予算の作成・決定（財政法第20条、第21条）

概算（政府案）の閣議決定を受け、衆議院等の独立機関及び各府省庁の長は、閣議決定された概算の範囲内で、予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作成し財務大臣に送付し、財務大臣は閣議決定に基づいて歳入予算明細を作成する（財政法第20条）。

これらの書類に基づき財務大臣は予算を作成し、予算の政府案<sup>8</sup>として閣議決定（概ね毎年度12月）を経る（財政法第21条）。

#### (6) 予算（政府案）の国会提出

##### （国会法第2条、財政法第27条、第28条）

閣議決定された予算（政府案）は、内閣により国会に提出される。予算（政府案）は、毎年1月に召集される通常国会に提出するのが常例とされている（財政法第27条、第28条）。これは、国会法第2条で、常会は毎年1月に召集するのを常例とするとされていることを踏まえている。

国会法第2条

常会は、毎年1月中に召集するのを常例とする。

#### (7) 国会審議（憲法第60条）

予算（政府案）は衆議院に先に提出される（衆議院の予算先議権）。その後、衆議院本会議において予算審議にあたって、財務大臣より財政政策の基本的な考え方や予算の概要についての説明「財政演説<sup>9</sup>」が行われ、同日、参議院においても同様に財政演説が行われる。その

後、予算審議に入る。

憲法第60条

予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

予算が先に衆議院に提出され審議されるのは、衆議院の任期は4年であり解散もあるため、国民の意見を反映する機会が参議院よりも多いことが理由である。

衆議院に提出された予算は、予算委員会に付託され予算全般について審議されるが、審議の必要に応じて各府省庁等の分科会に分かれて行われる。また、総予算や重要な歳入法案については、利害関係者や学識経験者等から意見を聞く公聴会を開催しなければならないとされている（国会法第51条第2項）。予備審査のために、衆議院に予算が提出された後5日以内に、参議院にも提出される（国会法第58条）。

#### (8) 予算の議決（憲法第60条）

衆議院では、予算委員会による審議・採決の後、本会議において予算委員長から予算審議経過と委員会での審議結果が報告され、討論・議決に入る。予算は、衆議院で議決された後、参議院に送付され、衆議院と概ね同様に予算委員会による審議・議決を経て本会議で議決される。このように、衆議院と参議院の議決を経て予算が成立する。

一方で、仮に衆議院と参議院の議決内容が異なつた場合（例えば、衆議院で可決された予算を参議院が否決したり、修正可決したような場合）には両議院の協議会を開催し妥協案などの協議がなされるが、これによっても両議院の意見の一致を見ない場合には、衆議院の議決が国会の議決となる（予算の議決に関する衆議院の優越）。なお、この衆議院の優越は、参議院が衆議院の可決した予算を受け取ったのち、国会休会中の期間を除いて30日以内に議決しない場合にも適用される（予算の自然成立）。すなわち、衆議院で可決した予算は、両議院の協議会で見直されない限り、参議院が受け取って後30日（国会休会期間を除く）には成立することになる。

#### (9) 過年度の予算成立過程

実際に、令和4年度予算以降の成立までに日程は次のとおりであり、補正予算を除き、ほぼ同様の日程で予算編成～国会審議が進められていることが分かる。

<sup>8</sup> [https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/index.html)

<sup>9</sup> [https://www.mof.go.jp/public\\_relations/statement/fiscal\\_policy\\_speech/20240130.html](https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/fiscal_policy_speech/20240130.html)

(図表6) 予算成立までの日程(実績)

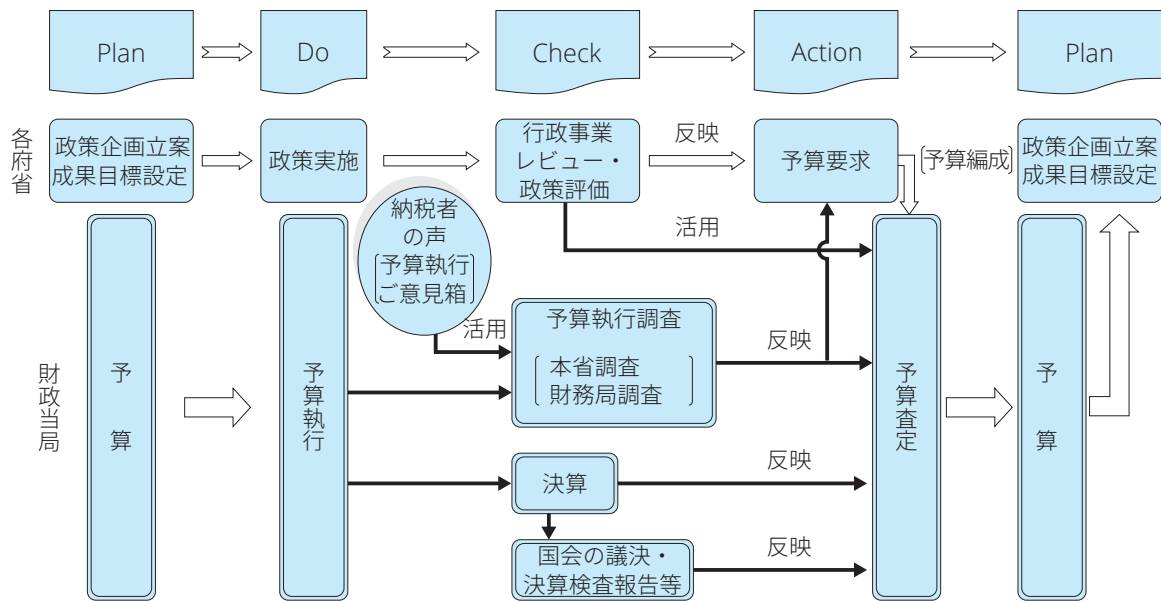
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)の閣議決定	令和3年6月18日	令和4年6月7日	令和5年6月16日	令和6年6月21日
概算要求基準(基本的な方針)の閣議了解	令和3年7月7日	令和4年7月29日	令和5年7月25日	令和6年7月29日
概算要求	予決令第8条により、8月31日期日			
予算編成の基本方針(閣議決定)	令和3年12月3日	令和4年12月2日	令和5年12月8日	令和6年12月6日
予算(政府案)の閣議決定	令和3年12月24日	令和4年12月23日	令和5年12月22日 (概算変更令和6年1月16日)	令和6年12月27日
予算(政府案)の国会提出	令和4年1月17日	令和5年1月23日	令和6年1月26日	令和7年1月24日
財務大臣による財政演説	同上	同上	同上	同上
衆議院可決	令和4年2月22日	令和5年2月28日	令和6年3月2日	(本稿執筆時点で未了)
参議院可決	令和4年3月22日	令和5年3月28日	令和6年3月28日	(本稿執筆時点で未了)
補正予算(政府案)の閣議決定	令和4年5月17日 【令和4年11月8日】	令和5年11月10日	令和6年11月29日	
補正予算(政府案)国会提出	令和4年5月25日 【令和4年11月21日】	令和5年11月20日	令和6年12月9日	
衆議院可決	令和4年5月27日 【令和4年11月29日】	令和5年11月24日	令和6年12月12日	
参議院可決	令和4年5月31日 【令和4年12月2日】	令和5年11月29日	令和6年12月17日	

(注)【 】は2次補正予算  
(出所：筆者作成)

## (10) 行政事業レビュー等の予算編成への反映

各府省庁の予算編成過程におけるPDCAの取組として、行政事業レビュー等の活用に加え、国会の議決や会計検査院による決算検査報告等、予算執行調査、政策評価の結果などが反映される。

(図表7) 予算編成におけるPDCAの活用



(出所：財務省HP<sup>10</sup>)

① 行政事業レビューの予算編成への活用

予算編成では、約5,500の予算事業について実施される行政事業レビューについて、各府省庁での予算作成時点において反映される。また、行政改革推進会議において実施される秋の年次公開検証（秋のレビュー）での指摘事項も反映されている。

行政事業レビュー点検結果の翌年度予算概算要求への反映状況については、RSシステム（行政事業レビュー見える化サイト）<sup>11</sup>において、府省庁別に行政事業レビュー点検結果の翌年度予算概算要求への反映状況として、予算事業単位で公表されている。

② 国会議決等の予算編成への反映

行政事業レビューのほか、国会の議決、会計検査院による指摘、予算執行調査及び政策評価結果も予算編成に当たり考慮され反映される。

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査し改善点を指摘し、予算の見直しにつなげていく取組みである。「予算執行調査の反映状況（令和7年度予算政府案）令和7年1月財務省主計局<sup>12</sup>」によれば、令和6年度に実施した予算執行状況調査の結果、31件でおよそ△42億円の反映がある。また、過年度に実施した予算執行調査においても6件△9億円の反映がある。

10 [https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget\\_execution\\_audit/gaiyou.htm](https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/gaiyou.htm)

11 <https://rssystem.go.jp/sheets/2024>

12 [https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget\\_execution\\_audit/fy2024/hanei/0701a.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/hanei/0701a.pdf)



(図表8) 国会の議決等の予算編成への反映 (令和7年度予算政府案)

## 予算編成におけるPDCAサイクルの取組 (ポイント)

### I. 国会の議決・決算検査報告等の反映状況

- ▶ 決算に関する国会の議決については、審議の内容等を踏まえ、的確に反映。  
(例) 滑走路誤進入に係る注意喚起システムの強化等を進めるとともに、航空機の離着陸に係る監視体制の強化を図るため、離着陸調整担当を新設するなど航空管制官の人的体制の強化・拡充に取り組むこととした。  
【国土交通省】【反映額: 46億円 (うち令和6年度補正予算 (第1号): 27億円)】
- ▶ 会計検査院の指摘については、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し。  
(例) 独立行政法人農林漁業信用基金が行う貸付けの規模を見直し、過大となる貸付金に相当する政府出資金を国庫納付する予定。  
【農林水産省】【反映額: 109億円 (歳入)】
- ▶ 決算結果を踏まえ、個々の予算の内容等を厳正に見直し。  
(例) 住宅・建築物需給一体化型等省エネルギー投資促進事業の執行状況を踏まえ、実績単価等を予算積算に適切に反映することにより、所要額の見直しを行った。【経済産業省】【反映額: ▲3億円】

### II. 予算執行調査の反映状況

- ▶ 令和6年度予算執行調査については、31件の調査を実施。
- ▶ 調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、的確に反映。  
(例) 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業について、データ連携が進まない結果、サービスが充実しないため住民の利用も進まず、関係者の理解も進んでいない状況にある場合が多いことを踏まえ、本事業を継続しても「スマートシティ」は実現されないと考えられることから、令和6年度で予算措置を終了することとした。【総務省】【反映額: ▲3億円】

### III. 政策評価の結果の反映状況

- ▶ 各行政機関が行った政策評価の結果に基づき、個々の事務事業の検証を行い、的確に反映。  
(例) 農山漁村発イノベーション推進事業のうち地域活性化型について、地域の活動計画の策定や専門的スキルを持つ外部人材の活用等を支援しているが、外部人材の活用が低調となっていることから、新規採択件数を精査することにより予算額を縮減した。  
【農林水産省】【反映額: ▲0.5億円】

(出所: 予算編成におけるPDCAサイクルの取組 (令和7年度予算政府案) 令和7年1月財務省主計局<sup>13)</sup>)

## 4. 予備費と補正予算

予算は、予算編成時の状況や資料に基づき将来をできる限り正確に見積もることにより作成されるが、予算が執行されるタイミングでは国民経済状況の変化や災害などにより状況が変わり、予算編成時には予見できなかった経費の不足や新たな経費が必要となることがある。

このような状況へ対応するため予算には「予備費」が計上され、不測の事態などへの対応が柔軟にできるようになっている。また、予算自体の変更(予算の追加や修正)が必要になる場合には予備費での対応はできず、予算自体を見直すことになる。これを「補正予算」という。

### (1) 予備費

(憲法第87条、財政法第24条、第35条、第36条)

予備費は憲法及び財政法に基づく。

#### 憲法第87条

予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

#### 財政法第24条

予見し難い予算の不足に充てるため、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができる。

災害等の緊急事態や時々生じる想定外の事態に機動的に対応できるようにするために、憲法は予備費の制度を設け、内閣の責任で支出することを認めている。また、予備費は歳出予算のひとつとして計上されるが、予算のように「項」単位で具体的な内容は設定されない。予備費は財務大臣が管理することとされ、各府省庁の長は予備費の使用が必要な場合には、理由、金額、積算基礎などを明らかにした調書を作成し財務大臣に送付し、財務大臣は閣議決定を求める。一方で、財務大臣があらかじめ閣議決定を経て指定した経費については、改めて閣議決定を必要としない。

予備費は具体的な用途や金額について事前に国会審議を経ていないため、予備費を使用した場合には、各府省庁の長は調書を作成し、次の国会の常会開催後ただちに財務大臣に送付し、財務大臣はこれを取りまとめ総調書を作成する。内閣は調書及び総調書を国会に提出し承諾を求めることになる。内閣に付与された予備費使用の責任は、この事後的な国会承諾により解除される(財政法第35条、第36条)。

13 [https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/29.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/29.pdf)

(図表9) 令和6年度の一般会計予備費使用状況

(単位：億円)

	内容	使用額	予算残額
令和6年4月1日	年度当初予算額	—	10,000
令和6年4月23日閣議決定	災害関連経費（内閣府など7府省：能登半島地震対応）	1,389	8,601
	一般経費（総務省：衆議院議員補欠選挙に必要な経費）	8	
令和6年6月28日閣議決定	災害関連経費（内閣府など7府省：能登半島地震対応）	1,396	7,205
令和6年9月10日閣議決定	災害関連経費（厚生労働省など3省：能登半島地震対応）	1,087	6,118
令和6年10月11日閣議決定	災害関連経費（内閣府など4府省：能登半島地震対応）	509	4,792
	一般経費（総務省：衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費803億円など）	1,325	
令和6年10月18日閣議決定	一般経費（総務省：岩手県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費）	6	4,786
令和6年11月22日閣議決定	皇室費（故崇仁親王妃の喪儀に必要な経費）	3	4,783
令和6年12月10日財務大臣決定	一般経費（法務省：訟務費の不足を補うために必要な経費）	54	4,728

(出所：財務省HP<sup>14</sup>より筆者作成)

## (2) 補正予算（財政法第29条）

補正予算は、財政法を根拠とする。

### 財政法第29条

内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

一 法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出（当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。）又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合

二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

補正予算が作成できる場合は、予算の追加、追加以外の変更の2ケースに限られている。予算の追加とは歳出経費予算の増額や新たな「項」の新設、継続費の年割額

の増額などであり、追加以外の変更とは反対に歳出経費予算等の減額である。

補正予算の作成は義務ではなく「できる」規定とされているが、作成する場合には予算作成の手續に準じる必要があり、国会の承認も必要になる。補正予算が成立した場合には、当初の予算と一体の予算（補正後予算）として執行される。補正予算は1回目の補正予算を第1号、以降2回目は第2号のように呼ぶ。財務省HP<sup>15</sup>で確認できる平成11年度予算以降では、補正予算が提出、成立していない年度はない。

令和6年度の補正予算は、令和6年12月17日に成立した。その主な内容は、経済対策関係経費追加13兆9,310億円、地方交付税交付金追加1兆398億円、既定経費の減額1兆6,302億円などにより13兆9,432億円の増額となっている。

<sup>14</sup> [https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2024/fy2024.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/fy2024.html)

<sup>15</sup> [https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/index.html](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/index.html)

(図表10) 令和6年度補正予算(第1号)の概要(経済対策関係経費)

**令和6年度補正予算(第1号)の概要**

<b>I. 日本経済・地方経済の成長</b> ~全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす~	<b>57,505億円</b>
<b>1. 賃上げ環境の整備</b> ~足元の賃上げに向けて~	<b>9,127億円</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最低賃金引上げに対応する生産性向上支援〔297億円〕</li> <li>○ 中小企業の大規模設備投資、高付加価値化のための設備投資、IT導入等の支援〔3,400億円〕</li> <li>○ 中堅・中小企業の省力化に向けた工場等の拠点新設や大規模な設備投資の支援〔1,400億円〕</li> <li>○ 医療・介護・障害福祉現場の生産性向上・職場環境改善等の支援〔2,304億円〕</li> <li>○ 足元の経営状況の急変に直面する医療機関への支援〔483億円〕</li> </ul>	等
<b>2. 新たな地方創生施策(「地方創生2.0」)の展開</b> ~全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて~	<b>18,406億円</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金〔1,000億円〕</li> <li>○ 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障の強化〔3,037億円〕</li> <li>○ 地域における少子化対策の取組への支援〔95億円〕</li> <li>○ 地方誘客促進によるインバウンド拡大、観光地・観光産業の再生・高付加価値化〔538億円〕</li> <li>○ 文化・芸術分野のクリエイター支援〔190億円〕</li> <li>○ 国立劇場の再整備〔200億円〕</li> <li>○ 地方交付税交付金(出口ベース(債務償還分を除く))の増額〔7,926億円〕</li> </ul>	等
<b>3. 「投資立国」及び「資産運用立国」の実現</b> ~将来の賃金・所得の増加に向けて~	<b>29,971億円</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 量子コンピュータ・量子暗号技術等〔543億円〕</li> <li>○ 後発医薬品安定供給支援〔90億円〕</li> <li>○ 創業支援〔462億円〕</li> <li>○ 宇宙戦略基金〔3,000億円〕</li> <li>○ Beyond 5 G研究開発〔357億円〕</li> <li>○ 大型研究施設の開発・高度化(ポスト富岳、SPRING-8-II等)〔248億円〕</li> <li>○ 地域脱炭素推進交付金〔365億円〕</li> <li>○ レアメタルや銅の供給源の多角化支援〔922億円〕</li> <li>○ 「AI・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく支援〔13,054億円〕</li> </ul>	等
※ 特別会計分及び既存基金の活用とあわせ1.6兆円規模	
<b>II. 物価高の克服</b> ~誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける~	<b>33,897億円</b>
<b>1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応</b>	<b>31,427億円</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重点支援地方交付金〔低所得世帯向け給付金：4,908億円、推奨事業メニュー分：6,000億円〕</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 冬期の電気・ガス料金負担軽減〔3,194億円〕</li> <li>○ 燃料油価格激変緩和措置〔10,324億円〕</li> <li>○ 「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金〔6,443億円〕</li> </ul>	等
<b>2. エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現</b>	<b>2,469億円</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭・住宅の省エネ・再エネの推進〔1,809億円〕(特別会計分とあわせ4,239億円)</li> <li>○ クリーンエネルギー自動車の導入支援〔360億円〕(特別会計分とあわせ1,860億円)</li> </ul>	等
<b>III. 国民の安心・安全の確保</b> ~成長型経済への移行の礎を築く~	<b>47,909億円</b>
<b>1. 自然災害からの復旧・復興</b>	<b>6,677億円</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 能登地域の復旧・復興(なりわい支援、災害廃棄物処理の加速化等)〔2,684億円〕</li> <li>○ 公共土木施設等の復旧等〔4,628億円〕(能登地域の復旧・復興分を含む)</li> </ul>	等
<b>2. 防災・減災及び国土強靱化の推進</b>	<b>19,584億円</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災体制の抜本強化(新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用)</li> <li>○ 線状降水帯・台風の予測精度の向上(気象庁の機能強化)〔451億円〕</li> <li>○ 公立学校施設の整備(体育館の空調整備(779億円)を含む)〔2,076億円〕</li> <li>○ 防災・減災、国土強靱化対策(公共事業関係費)〔14,063億円〕(公共事業関係費全体で2.4兆円(一部特別会計*))</li> </ul>	等
<b>3. 外交・安全保障環境の変化への対応</b>	<b>14,090億円</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グローバルサウスとの連携強化〔2,650億円〕</li> <li>○ ウクライナ・周辺国の支援ニーズへの対応〔269億円〕</li> <li>○ 国民のサイバーセキュリティ対策の強化〔395億円〕</li> <li>○ 海上保安能力の強化〔912億円〕</li> <li>○ 自衛隊等の安全保障環境の変化への的確な対応等〔8,268億円〕</li> </ul>	等
<b>4. 「誰一人取り残されない社会」の実現</b>	<b>7,558億円</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防犯体制の強化〔19億円〕(あわせて、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用)</li> <li>○ こども・子育て支援(保育士等の処遇改善、こどもの貧困対策等)〔2,206億円〕(特別会計分とあわせ3,185億円)</li> <li>○ 旧優生保護法関係の補償金等の支給〔878億円〕</li> </ul>	等
<b>■ 一般会計補正予算の追加歳出</b>	<b>139,310億円</b>
	<b>(その他特別会計分 8,861億円)</b>

\*他の柱に整理されている事業も含んだ金額  
(出所：財務省HP<sup>16</sup>)

**(3) 予備費と補正予算の関係**

予備費は、予見し難い予算の不足への対応であり、補正予算は予算作成後に生じた事由を条件とする対応であり、いずれも予算編成時の想定外事由への対応である。

16 [https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2024/hosei241129c.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/hosei241129c.pdf)

一方、予備費も補正予算とともに「できる」規定である点（財政法第24条、第29条）から、予備費を使用するか補正予算を提出するか法令上は明確な区別がないため、いずれの方法を選択するかは内閣に委ねられていると解釈されている。ただし、予備費は予算自体の追加や変更を伴うものではないため、このような場合には補正予算を選択しなければならない。

## 5. 暫定予算（財政法第30条）

国の経済活動は一日も休むことなく行われており、国の活動の裏付けとなる予算も、空白を生むことなく、会計年度開始である4月1日までに成立している必要がある。しかしながら、様々な要因により成立しないことはあり得るため、4月1日以降予算成立の日までの期間に必要な経費の支出に充てるための制度的な応急措置が必要であり、この応急措置としての予算を「暫定予算」という。

### 財政法第30条

内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

② 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

暫定予算は予算が成立するまでのつなぎであるため、予算が成立するまでは何回でも提出され、暫定予算を補正するという形をとる。予算が成立すると暫定予算は失効し、暫定予算に基づき支出された経費等は予算に基づいて実施されたものとみなされ、予算に取り込まれる。暫定予算は予算の空白に備えるものであるため、国会審議に時間を要するような新規施策は計上しないとの考え方で編成されている。

最近では、平成24年度予算、平成25年度予算及び平成27年度予算に関して暫定予算が提出され成立している。平成27年度の暫定予算は平成27年3月27日に閣議決定、国会提出され、平成27年3月30日に成立している。平成26年11月21日に衆議院が解散され予算の国会提出が平成27年2月12日と遅れたことを受けたもので、その後、予算は平成27年4月9日に成立した。なお、平成27年度の暫定予算の編成方針は、次のとおりであった。

## 平成27年度暫定予算編成要領

27. 3. 27

平成27年4月1日から11日までの期間に係る暫定予算を次により編成する。

### 第一 一般会計

#### 1. 歳出

暫定予算期間（以下「期間」という。）中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について行政運営上必要最小限の金額を計上する。

なお、期間中に特に措置する必要があるものを除き、新規の施策に係る経費は原則として計上しない。

また、公共事業関係費については、新規発生災害に係る直轄災害復旧事業費、直轄の維持修繕費等について期間中における所要額を計上する。

#### 2. 歳入

税収及びその他収入についての期間中の収入見込額を計上する。

### 第二 特別会計及び政府関係機関

特別会計及び政府関係機関については、一般会計に準ずる。

（出所：平成27年度一般会計歳入歳出暫定予算概算より抜粋<sup>17)</sup>

<sup>17)</sup> [https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2015/h27\\_zantei01.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/h27_zantei01.pdf)

## 6. 一般会計の規模の推移

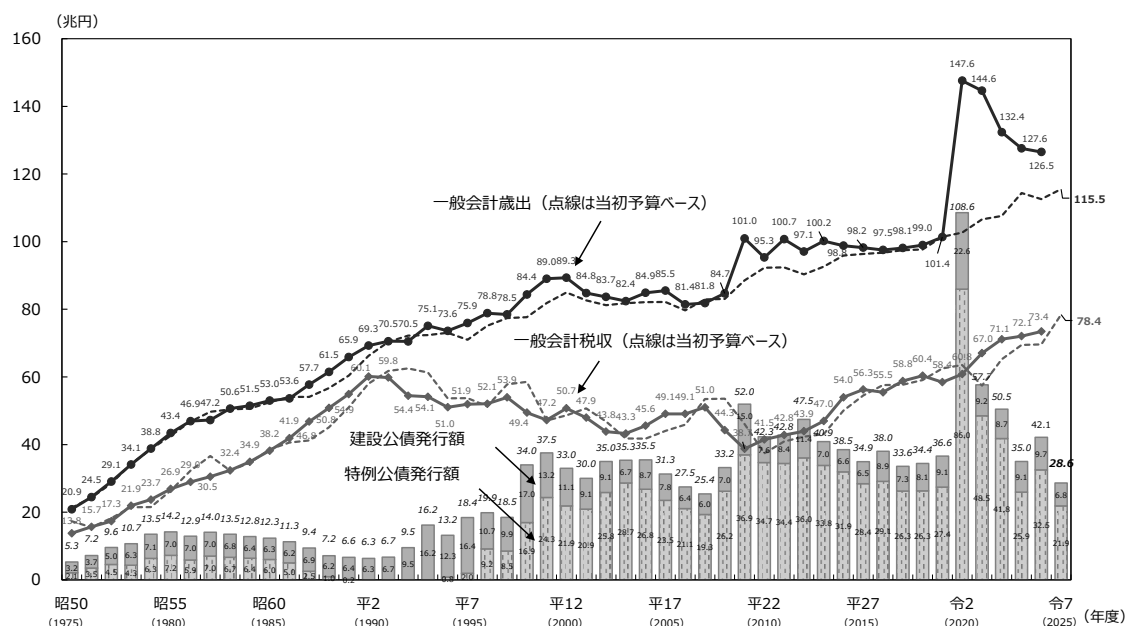
### (1) 昭和50年以降の推移

国の一般会計の規模は、昭和50年度の歳出決算額20.9兆円から令和7年度歳出予算額（案）115.5兆円と

約5.5倍、歳入のうち税収は昭和50年度の13.8兆円から令和7年度予算額（案）78.4兆円と約5.7倍程度である。歳出に対して歳入のうち税収で賄えない部分は、多くを公債に拠っている。

(図表11) 一般会計税収、公債発行額、歳出総額の推移

### 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



(注1) 令和5年度までは決算、令和6年度は補正後予算、令和7年度は政府案による。点線は当初予算による。  
 (注2) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

(出所：令和7年度予算のポイント18)

図表11からわかるように、一般会計歳出は増加傾向にある。一方で、バブル崩壊や景気後退により、税収は平成2年度の60.1兆円をピークに下落・低迷していたが、平成26年度のおよ54.0兆円を超える税収から上昇基調にあり、令和に入り、やっと平成2年度税収を安定して上回る状況に戻っている。その間の財源不足は特例国債で賄われており、景気の回復による税収増を背景に平成25年度以降の特例国債発行は減少傾向にあったが、令和2年にはコロナ感染症への対応により一般会計歳出額（147.6兆円）、特例国債発行額（86.0兆円）ともに過去最高を記録した。

一般会計歳出額（決算額）は平成21年度に、2度の補正（平成21年補正予算第1号：経済危機対策関係経費14.6兆円、補正予算第2号：明日の安心と成長のための緊急経済対策7.2兆円、これらに伴う歳出の修正8.1兆円）を受け100兆円を超えて以降、100兆円前後で推移していた。平成31年度（令和元年度）に当初予算で100兆円を超えて以降、税収増加傾向もあり、令和7年度予算（政府案）は115兆超と右肩上がりとなってい

る。

### (2) 過去3年度の予算の推移

図表12のとおり、過去3年度の当初予算は、令和4年度107兆円、令和5年度114兆円（対前年度比6%増）、令和6年度112兆円（対前年度比2%減）と推移し、令和7年度の予算（政府案）は115兆円（対前年度比3%増）である。歳入とのバランスも考慮し、対前年度比では極端な増減は見られない。

なお、防衛関係費は令和4年度当初予算5.3兆円から令和5年度当初予算10.1兆円へと、89%増加している。これは新たな「防衛力整備計画」の初年度予算として、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号）」により創設された防衛力強化資金部分3.3兆円が令和5年度に予算化されたことによる。防衛力強化資金を除いた令和5年度の防衛関係費当初予算は6.7兆円であり、令和6年度当初予算は、これに比し1.1兆円（16.6%）増加し7.9兆円となっている。

18 [https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/01.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2025/seifuan2025/01.pdf)

また、補正予算により令和4年度は当初予算比31兆円(26%)増の139兆円、令和5年度は当初予算比13兆円(12%)増の127兆円、令和6年度は13兆円(12%)増

の126兆円となり、いずれの年度も10兆円、当初予算比10%を超える補正が組まれている。

(図表12) 過去3年度の子算の推移

(単位：億円)

	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度	
	当初予算① (第1号) ②	補正 増割割合 (2/①)	補正 割合 (3/2)	当初予算④	当初予算増割割合 (4/①)	補正 増割割合 (5/④)	補正 割合 (6/5)	当初予算増割割合 (6/④)	補正 割合 (7/6)	当初予算増割割合 (8/④)	補正 割合 (9/8)	当初予算増割割合 (8/⑥)	補正 割合 (9/8)	当初予算増割割合 (8/⑥)
歳出予算														
一般歳出	673,746	700,685	104%	976,345	139%	727,317	108%	847,244	116%	677,763	93%	809,868	119%	682,452
社会保障関係費	362,735	362,735	100%	409,391	113%	368,888	102%	381,885	104%	377,193	102%	386,465	102%	382,778
防衛関係費	53,687	53,687	100%	58,104	108%	101,685	189%	120,194	118%	79,171	78%	88,500	112%	86,691
公共事業	60,575	60,575	100%	80,532	133%	60,599	100%	82,578	136%	60,827	100%	84,317	139%	60,858
文教及び科学振興	53,901	53,901	100%	88,127	163%	54,157	100%	85,065	157%	54,716	101%	67,169	123%	55,495
その他	87,848	99,586	113%	222,591	224%	86,984	99%	147,570	170%	85,855	99%	163,415	190%	86,631
予備費	5,000	9,000	180%	9,000	100%	5,000	100%	5,000	100%	10,000	200%	10,000	100%	10,000
新型コロナウイルス感染症対策予備費	50,000	61,200	122%	98,600	161%									
新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費						40,000		20,000	50%					
ウクライナ情勢経済緊急対応予備費				10,000		10,000		5,000	50%					
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進 環境整備対応予備費										10,000		10,000	100%	
地方交付税交付金等	158,825	158,825	100%	175,133	110%	163,991	103%	171,811	105%	177,863	108%	196,199	110%	190,783
国債費	243,393	243,463	100%	240,716	99%	252,503	104%	256,747	102%	270,090	107%	259,081	96%	282,179
合計	1,075,964	1,102,973	103%	1,392,196	126%	1,143,812	106%	1,275,803	112%	1,125,716	98%	1,265,149	112%	1,155,415
(うち、補正による増額)	(27,009)	(289,222)						(131,991)		(139,432)				
歳入予算														
税収	652,350	652,350	100%	683,590	105%	694,400	106%	696,110	100%	696,080	100%	734,350	105%	784,400
所得税	203,820	203,820	100%	220,190	108%	210,480	103%	212,950	101%	179,050	85%	201,090	112%	232,870
法人税	133,360	133,360	100%	137,870	103%	146,020	109%	146,620	100%	170,460	117%	180,540	106%	192,450
消費税	215,730	215,730	100%	221,610	103%	233,840	108%	229,920	98%	238,230	102%	243,430	102%	249,080
その他	99,440	99,440	100%	103,920	105%	104,060	105%	106,620	102%	108,340	104%	109,290	101%	110,000
その他の収入	54,354	54,354	100%	83,817	154%	93,182	171%	134,714	145%	75,147	81%	109,410	146%	84,525
公債金	369,260	396,269	107%	624,789	158%	356,230	96%	444,980	125%	354,490	100%	421,390	119%	286,490
合計	1,075,964	1,102,973	103%	1,392,196	126%	1,143,812	106%	1,275,803	112%	1,125,716	98%	1,265,149	112%	1,155,415
公債依存度(%)：公債金/歳入予算合計	35.4	44.9		44.9		31.1		34.9		31.5		33.3		24.8

(出所：財務省が公表する令和4年度から令和7年度の子算情報のうち「予算及び財政投融資計画の説明」19をもとに筆者作成)

19 [https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger\\_workflow/budget/](https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/)

補正による予算の増減について、その増減が20%を超える歳入予算及び歳出予算のうち一般歳出予算（特定の目的のための予備費（新型コロナウイルス感染症対策予備費など）を除く）の主な内容は次のとおりである。

年度	歳入歳出項目	補正による増減	補正の主な内容
令和4年度 補正第1号	原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において令和4年4月26日に決定された「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえ、歳出面において、今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、原油価格高騰対策として必要な経費及び今後への備えとして必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、公債金の増額を行うことを内容とする。		
	(歳出) 予備費	4.0兆円 (80%) 増	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」関係経費の一環として、今後の災害対応等を勘案した予見し難い予算の不足に充てるための追加。
令和4年度 補正第2号	令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及び印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことを内容とする。		
	(歳出) 公共事業	1.9兆円 (33%) 増	災害復旧等事業費3,817億円、治山治水対策事業費3,321億円、道路整備事業費3,136億円など
	(歳出) 文教及び科学振興	3.4兆円 (63%) 増	科学技術振興費2兆8,031億円など
	(歳出) その他	12.3兆円 (124%) 増	中小企業対策費1兆2,472億円、エネルギー対策費1兆3,211億円、その他の事項経費8兆9,045億円（経済産業省6兆8,642億円、内閣府9,086億円など）など
	(歳入) その他の収入	2.9兆円 (54%) 増	前年度剰余金受入2兆2,732億円など
(歳入) 公債金	22.8兆円 (58%) 増	特例国債20兆3,760億円など	
令和5年度 補正第1号	令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及び印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うことを内容とする。		
	(歳出) 公共事業	2.1兆円 (36%) 増	災害復旧等事業費4,025億円、治山治水対策事業費3,568億円、道路整備事業費3,906億円、社会資本総合整備事業費3,495億円など
	(歳出) 文教及び科学振興	3.0兆円 (57%) 増	科学技術振興費2兆7,708億円など
	(歳出) その他	6.0兆円 (70%) 増	中小企業対策費5,650億円、食糧安定供給関係費4,358億円、その他の事項経費4兆5,966億円（内閣府1兆7,098億円、経済産業省1兆2,867億円、総務省6,732億円など）など
	(歳入) その他の収入	4.1兆円 (45%) 増	前年度剰余金受入3兆3,911億円など
(歳入) 公債金	8.8兆円 (25%) 増	特例国債6兆3,650億円など	
令和6年度 補正第1号	令和6年11月11日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及び印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入の増額等を行うことを内容とする。		
	(歳出) 公共事業	2.3兆円 (39%) 増	災害復旧等事業費4,437億円、治山治水対策事業費3,694億円、道路整備事業費3,952億円、社会資本総合整備事業費4,117億円など
(歳出) 文教及び科学振興	1.2兆円 (23%) 増	科学技術振興費8,223億円、文教施設費2,290億円など	

年度	歳入歳出項目	補正による増減	補正の主な内容
	(歳出) その他	7.7兆円 (90%) 増	エネルギー対策費1兆5,725億円、中小企業対策費5,898億円、食糧安定供給関係費4,641億円、その他の事項経費4兆8,918億円 (内閣府1兆9,644億円、経済産業省1兆5,810億円、国土交通省3,025億円など) など
	(歳入) その他の収入	3.4兆円 (46%) 増	前年度剰余金受入1兆5,594億円、雑収入1兆8,485億円 (弁償及返納金1兆2,885億円、防衛力強化弁償及返納金1,632億円、(独)中小企業基盤整備機構納付金958億円など) など

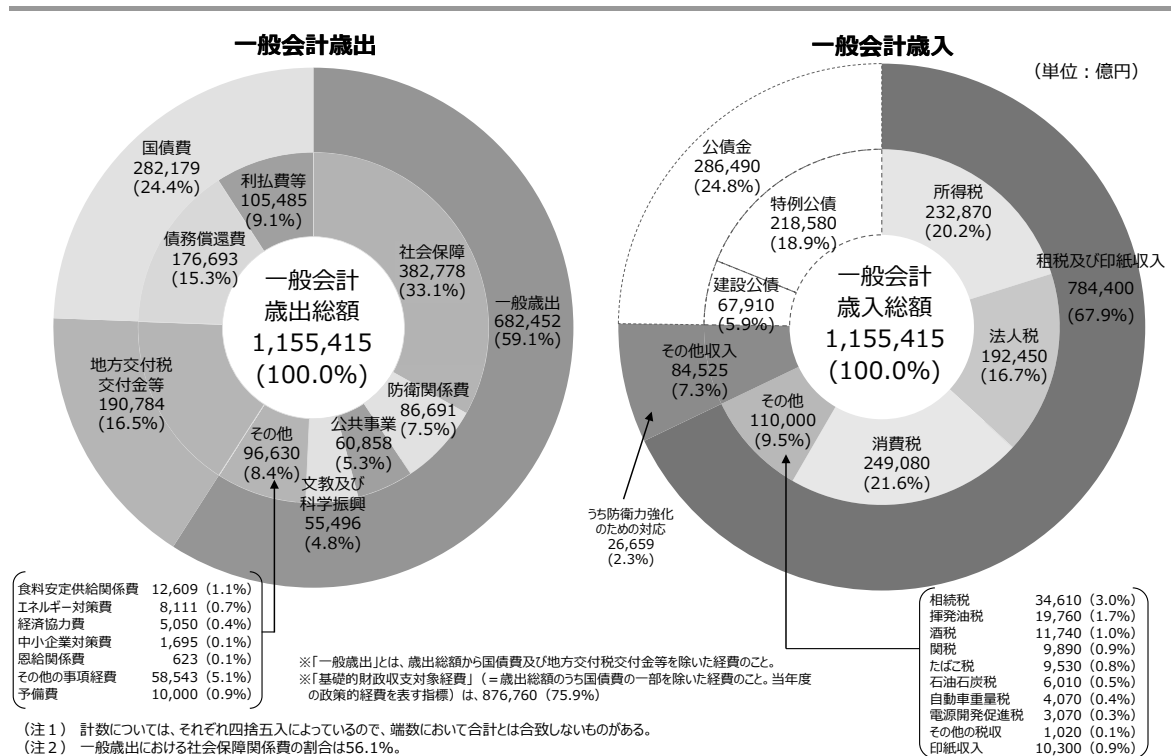
## 7. 令和7年度予算（政府案）の概要

令和7年度予算（政府案）は平成6年12月27日に閣議決定ののち令和7年1月24日に国会に提出された。今後国会で審議される。図表12でわかるように、令和6年

度の当初予算と比較すると予算規模は3%の増加となり、歳出の各項目とも令和6年度と大きな増減は見られないが、歳入面では景気回復による税收増加を反映して法人税、所得税の割合が増加し、その分、公債発行が減らされている。

(図表13)

### 令和7年度一般会計予算 歳出・歳入の構成



(出所: 令和7年度予算のポイント)

## 8. 最後に

国の予算は、国の進むべき道への活動（歳出）に対して財源の裏付けを与え、国民経済の発展を支えるに必要不可欠である。この財源（歳入）は税收等が中心であり、平成当初は歳入に占める税收の割合はおよそ85%程度あったが、その後バブル崩壊などで法人税及び所得税の税收は低下傾向となり50%程度にまで下がった時

期もある。令和に入り経済回復基調にあり税收割合は約70%と増加してきているが、引き続き不足分は特例国債（赤字国債）などの公債（国民への借金）により賄われ、また、日本銀行は国債の買入れを行っている。

憲法及び財政法では、予算の成立までやその執行に関して厳格に定めている。解散のある衆議院に優先議決権を与えるなど国民の声をより反映させる仕組みに加え、行政事業レビュー等が予算案作成に対する自律的統制活



動（PDCA）としても制度化され、法律の定める手続きの間をサポートしている。

成立した予算が効率的・効果的に執行されているかのモニタリングは、国会は勿論、行政事業レビュー等も重要な役割に担っているが、経済性、効率性、有効性などの多様な視点でのチェックを機能させる面からは、公監査のひとつである業績監査に向けた検討や試行が進んでいくことも期待したい。

（参考文献）

「五訂版予算と財政法」（小村武著）新日本法規

「新版予算制度第二版」（河野一之著）学陽書房

以 上